

公共交通の運行維持に努めている バス・タクシー事業者を支援します

要 旨

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少し、更に燃料価格高騰により経費負担を強いられている中、運行の維持に努めているバス・タクシー事業者に対し、運行に係る経費の一部を補助することにより、公共交通の維持・継続を支援します。

概 要

●路線バス・タクシー事業者に対する燃料価格高騰対策の補助 2,525万円
市内を運行する路線バス事業者と市内に営業所を有するタクシー事業者に対し、燃料価格高騰対策として車両に要する経費の一部を補助します。

① 事業対象者

- ・市内を運行する路線バス事業者
- ・市内に営業所を有するタクシー事業者（福祉タクシーを除く）

② 補助額

- ・バス車両（市内の路線の運行に使用しているもの） 1台につき10万円
 - ・タクシー車両（事業所が保有し、実際に稼働しているもの） 1台につき5万円
- ※令和5年6月30日時点において有効な車検証を有している車両に限ります。

③ 申請期間 令和5年8月4日（金）～ 令和5年8月18日（金）まで

④ 必要書類

- ・車両一覧表
- ・自動車車検証の写し（令和5年6月30日時点において有効なもの）
- ・誓約書
- ・その他

※該当事業者には、申請手続き等について個別にお知らせします。

お問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 まちづくり政策課
直通：055-934-4759